

議案第 3 号

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 4 月 19 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

木古内町長等の給与等に関する条例(昭和44年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

37 令和4年4月1日から同年5月31日までの間における町長の給料月額及び令和4年4月1日から同年4月30日までの間における副町長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する額から100分の10に当たる額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。